

ハンドブック

芹田地区

防災計画

復旧・復興編

令和 8 年 3 月

芹田地区自主防災会

防災計画「発災から復旧・復興」ハンドブック
芹田地区住民自治協議会

まえがき	3
1. 基本方針	3
2. 実施スケジュール	4
3. 災害時の住民自治協議会と市の棲み分け	5
4. 復旧・復興の過程における留意事項	6
4-1 発災時の留意事項	6
4-1-1 身の安全確保	
4-1-2 被害と安否の確認	
4-1-3 救出・応急処置	
4-1-4 初期消火	
4-1-5 避難誘導	
4-1-6 避難所運営協力	
4-1-7 災害時における災害関連死をなくす	
4-2 本部設置	13
4-3 復旧・復興に向けた取組み	14
4-3-1 地域住民の生活再建・・・災害関連制度の情報周知	
4-3-2 住まいの確保	
4-3-3 被災者の生活支援・・・罹災証明書等	
4-3-4 地域コミュニティー構築・・・17区の現状復帰	
4-3-5 生活インフラ整備	
4-3-6 公共サービス等の機能確認	
4-3-7 災害関連死の取組み	
4-3-8 地域の防災・減災の強化	
4-4 応用提案	21
4-4-1 身の安全確保	
4-4-2 被害と安否の確認	
4-4-3 救出・応急処置	
4-4-4 初期消火	

- 4-4-5 避難誘導
- 4-4-6 避難所運営協力
- 4-4-7 地域住民の生活再建
- 4-4-8 災害時における災害関連死をなくす
- 4-4-9 被災者の生活支援
- 4-4-10 住まいの確保
- 4-4-11 地域コミュニティー構築
- 4-4-12 生活インフラ整備
- 4-4-13 公共サービス等の機能確保
- 4-4-14 災害関連死の取組み
- 4-4-15 地域の防災・減災の強化

5. 被災者支援制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

あとながき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

まえがき

私たちの地域は、豊かな自然とともに暮らす一方で、地震や水害などの災害リスクを常に抱えています。特に近年は、気候変動による豪雨災害の頻発や、南海トラフ地震などの広域災害への備えが求められています。

また、地域の高齢化が進む中で、災害時の避難や生活再建には、より丁寧で持続可能な支援体制が必要です。

この「発災から復旧・復興」ハンドブックは、災害発生後の混乱を最小限に抑え、地域の暮らしを一日も早く取り戻すための道筋を示すものです。

復旧・復興は行政だけでなく、住民一人ひとりの力と、地域の絆によって支えられます。

本計画が、誰もが安心して暮らせる地域づくりの一助となり、次世代へとつなげる防災力の礎となることを願っています。

1. 基本方針

芹田地区住民自治協議会は、災害発生後の復旧・復興にあたり、以下の基本方針に基づき、地域の安全と生活再建を支える体制を構築する。

- (1) 住民の命と生活を守ることを最優先とする
 - ・高齢者・障がい者・子育て世帯など要配慮者への支援を最優先に位置づける
 - ・応急対応から生活再建まで、住民の不安を軽減する支援体制を整備する
- (2) 地域の絆と共助の力を活かす
 - ・住民自治協議会・区長・住民が連携し、助け合いながら復旧・復興を進める
 - ・防災訓練や平時の交流を通じて、災害時の協力体制を強化する
- (3) 迅速かつ計画的な復旧を図る
 - ・ライフライン・住宅・公共施設の復旧を優先順位に基づき段階的に実施する
 - ・被害状況の把握と情報共有を迅速に行い、混乱を最小限に抑える
- (4) 持続可能な復興を目指す
 - ・環境・福祉・地域経済のバランスを考慮した復興を推進する
 - ・災害を契機に、より安全で暮らしやすい地域づくりを進める
- (5) 行政・関係機関との連携を強化する
 - ・長野市、消防、医療機関、福祉団体等との連携体制を平時から整備する
 - ・支援制度や復興事業の活用にあたり、住民自治協議会・区長が住民の窓口となる

2. 実施スケジュール

このスケジュールは、災害対応の「時間軸」と「優先順位」を明確にすることで、混乱を防ぎ、住民の安心につながります。

㊦ タイムライン形式の実実施スケジュール：復旧・復興の流れ（例）

災害発生

- ↓ 安否確認・避難所開設・初期被害把握
- ↓ 応急物資配布・応急修理受付・情報伝達
- ↓ ライフライン復旧・仮設トイレ設置・廃棄物処理
- ↓ 公共施設復旧計画・コミュニティー再建活動
- ↓ 避難路整備・防災拠点強化・進捗確認と見直し

ただし、災害の規模や状況によっては、想定を超える事態が起こりえる。そのため、本計画を基本としながらも、その時の最新の情報に応じて、常に臨機応変な対応を心がけることが必要である。

復旧・復興期間の目安（芹田地区向け）

期間区分	主な活動内容	備考
初動対応期	安否確認、避難所開設、初期被害把握	命を守る行動が最優先。自治会・班長が中心
応急復旧期	応急修理受付、物資配布、ライフライン復旧	市との連携が重要。Excel 様式で記録管理
生活再建準備期	仮設住宅調整、廃棄物処理、福祉支援	要配慮者支援とコミュニティー再建が始動
復興期（前期）	公共施設復旧、避難路整備、防災拠点強化	地域整備課・福祉課との協働が必要
復興期（後期）	地域経済・環境・福祉の再構築、計画見直し	持続可能なまちづくりへ移行 住民参加型が鍵
長期的復興・教訓整理期	記録整理、教訓共有、防災計画の改訂	次世代への継承。自治会だよりや報告書に反映

補足ポイント

- ・災害の種類（地震・水害など）によって、復旧のスピードは変動します
- ・高齢者・障がい者が多い地区では、応急期の支援体制強化が特に重要
- ・自治会は「初動～応急復旧期」における住民対応の主軸を担い、市は「制度・資源・広域調整」を担当します

3. 災害時の住民自治協議会と市の棲み分け

災害からの復旧・復興を効果的に進めるには、住民自治協議会(以下「住自協」)と市の役割を明確に分ける必要があります。両者が連携することで、スピード感ある対応ときめ細かな支援が実現します。

棲み分けの基本原則

(1) 互いの専門性を尊重

- ・市：法令対応、資金調達、技術的支援
- ・住自協：地域実態の把握、住民意見の集約、コミュニティーケア

(2) 双方向の情報共有

- ・定例会議やリモートツールで進捗と課題を共有
- ・市は住自協のフィードバックを施策に反映

(3) 自律と補完

- ・住自協は自主的に地域課題を掘り起こし、市に要望
- ・市は全体最適を見据えたフレームを提示しつつ支援

<災害時の役割分担表(案)(芹田地区住民自治協議会と長野市)>

項目	市(行政)の役割	住民自治協議会の役割
避難所の設置・運営	開設指示・物資供給・施設管理	運営補助・住民対応・衛生管理
被害情報の集約	広域的な集計・報告	地区内の初期情報収集・報告
応急修理支援	制度設計・業者手配・予算執行	申請受付・住民調整・優先順位整理
要配慮者支援	福祉制度の適用・専門職派遣	見守り・個別支援・民生委員との連携
廃棄物処理	仮置き場設置・収集計画	分別周知・住民搬出支援
情報発信	広報・公式発表・メディア対応	掲示板・巡回・班長経由の伝達
ボランティア調整	受入窓口・登録管理	地区内配置・活動調整・住民紹介

連携のポイント

- ・事前協定の整備：避難所運営や物資配布に関する役割を明文化
- ・連絡体制の確立：災害時連絡体制図に基づき、迅速な情報共有

- ・訓練による確認：防災訓練で実際の役割分担を体験・改善
- ・住民への周知：誰が何を担うかを平時から説明しておく

4. 復旧・復興の過程における留意事項

発災時から復旧・復興までの過程で特に留意すべき事項

4-1 発災時の留意事項

4-1-1 身の安全確保

災害時に身の安全を確保するためには、事前の備えと瞬時の判断が命を左右します。ここでは、特に地震を中心に、家庭・屋外・避難時の行動をわかりやすく整理しました。

災害時における「身の安全確保」は、命を守る最初の行動です。地震・台風・水害など、災害の種類によって適切な行動は異なりますが、共通して言えるのは「慌てず、冷静に、状況に応じた判断をすること」。地域防災に取り組む方にとって、住民への啓発や訓練の企画にも活かせる実践的なポイントを、以下に整理しました。

<災害時の身の安全確保：基本行動>

1. 地震発生時の初動対応
 - ・揺れを感じたら、まず身を守る。「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所へ。
 - ・丈夫な机の下に入り、脚をしっかりと握る。頭は座布団などで保護。
 - ・火を使っていた場合は、揺れが収まってから火の始末を。
2. 脱出口の確保
 - ・揺れの最中に玄関のドアを開けておくことで、閉じ込めを防ぐ。
 - ・火元の確認と通電火災の防止
 - ・揺れが収まったら火の元を確認し、ブレーカーを落とす。
3. 避難時の注意点と安全行動
 - ・ブロック塀やガラスの落下に注意し、帽子やヘルメットで頭部を保護。
 - ・避難所へ向かう際は、底の厚い靴を履き、ガラス片などに注意。
4. 災害の種類に応じた行動選択
 - ・地震・風水害・火災など、災害ごと取るべき行動は異なります。
 - ・例えば水害時は、地下や低地からすぐに離れ、高所へ避難することが重要。
5. 災害時の行動チャートで冷静な判断を
 - ・発災直後はパニックになりやすいため、事前に行動チャートを確認しておくことと安心。
 - ・家族で共有し、避難経路や集合場所を決めておく。

6. 命を守る備えと日常の工夫

- 家具の固定、ガラスの飛散防止、懐中電灯や靴の備えなど、日常の工夫が命を守る。
- 災害時に備えた「防災袋」や「避難持ち出し品」の準備も重要。

<屋外・移動中の行動>

1. 落下物・倒壊物に注意
 - ブロック塀、看板、ガラスの破片などから距離を取る。
2. 公共交通機関利用中
 - 揺れを感じたら、座っている場合は頭を守り、立っている場合は手すりにつかまり姿勢を低く保つ。

< 避難時のポイント>

- 避難情報の確認と行動
- 避難指示・警戒レベルを確認し、徒歩で避難。
- 水害への対応
- 川沿いでは、揺れを感じたらすぐに高台へ避難。

4-1-2 被害と安否の確認

災害時における「被害と安否の確認」は、命を守る初動対応の要です。地域防災に関わる方にとって、住民の安否を迅速かつ確実に把握することは、救助・避難・支援のすべての起点になります。ここでは、実践的な確認方法を提案します。

<安否確認の基本ステップ>

1. まずは自分と家族の安全確認

- 地震などの災害発生直後は、揺れが収まるまで身を守り、火気を止め、避難経路を確保。
- 家族の安否を確認し、避難所や集合場所へ向かう。

安否確認の手段と活用法

2. 災害用伝言ダイヤル「171」の活用

- 固定電話番号をキーに、音声メッセージを録音・再生できるサービス。
- 家族や知人と事前に使い方を共有しておくで安心。

3. LINE やスマホを使ったデジタル安否確認

- LINE のグループ機能や安否確認アプリを使えば、家族・地域・職場での連絡がスムーズ。

- ワンクリックで回答・集計できる機能もあり、自治会や企業でも導入が進んでいます。
4. 地域での安否確認と情報共有の仕組み
- 隣組や自主防災組織で、安否確認票や家族台帳を活用し、一次避難場所での情報を集約。
 - 要配慮者の支援や救助要請も、地域単位で迅速に行える体制づくりが重要。

<地域での安否確認と被害把握>

1. 町内会・自主防災組織での確認方法
2. 実施方法の工夫
 - 避難所受付での名簿活用、事前配布の安否確認票、地図や看板による可視化などの方法を検討します。
 - 被害状況（建物の損壊、負傷者の有無、避難の有無）を記録する様式を整備し、集計・報告の流れを明確にしておくことが重要です。

被害と安否の確認

<安否確認シート（様式例）>

世帯主氏名	住所	安否状況	要支援事項	確認者氏名	確認日時
佐藤 花子	芹田 1 丁目 5-3	無事	なし	山田 太郎 (第 3 班)	2025/09/26 08:15
鈴木 一郎	芹田 1 丁目 6-2	要支援	車椅子利用	山田 太郎 (第 3 班)	2025/09/26 08:20

4-1-3 救出・応急処置

災害時の救出・応急処置は、**命をつなぐ初動対応**です。消防や医療機関の到着が遅れる可能性がある中で、地域住民やその場に居合わせた人による迅速かつ的確な対応が、被災者の生存率を大きく左右します。地域防災に取り組む方にとって、これらの知識と技術はまさに「地域の命綱」です。

<救出活動の基本>

1. 安全確認と状況把握
 - 倒壊物や余震の危険がある場合は、無理に近づかず、まず自分の安全を確保。

- 要救助者に声をかけて意識確認。挟まれ方や痛みの有無を聞き取る。
2. 身近な道具での搬送
 - 毛布、担架、ジャッキなどを使って安全に救出。
 3. 徒手搬送の技術

<応急処置の基本>

4. 傷病者の扱いと初期評価
 - 意識・呼吸・脈拍の確認を行い、必要に応じて心肺蘇生を開始。
5. 応急手当の工夫
 - 雑誌や板で骨折部位を固定、ネクタイやタオルで止血など、身近な物を活用。

<情報共有とタグ活用>

6. 救急タグの活用
 - 病歴・アレルギー・服薬情報などをタグに記録し、医療機関や避難所で迅速な対応を可能に。

<初動対応と備え>

地域防災に取り組む方にとって、これらの知識と技術はまさに「命をつなぐ力」です。必要なら、講習会の案内や地域訓練の企画にも活用できる資料を一緒に整備しましょう。

4-1-4 初期消火

災害時の初期消火は、**火災の拡大を防ぎ、命と地域を守るための最初の行動**です。消防の到着が遅れる可能性がある災害時こそ、地域住民による迅速かつ安全な初期消火が重要になります。地域防災に取り組む方にとって、初期消火の知識と訓練は「まちを守る力」そのものです。

<初期消火の基本ステップ>

1. 火災発見時の初動対応
 - 「火事だ！」と大声で周囲に知らせる。
 - 119番通報と避難誘導を同時並行で行う。
2. 消火器の正しい使い方
 - 安全ピンを抜く → ノズルを火元に向ける → レバーを強く握る。
 - 炎の根元を狙い、左右に掃くように放射する。
3. 粉末消火器の特性と注意点

- 放射時間が短く、視界が悪くなることもあるため、冷静な操作が必要。
4. 初期消火の流れと判断基準
 - 炎が天井に届く前が初期消火の限界。無理は禁物。
 5. 火元別の初期消火方法と注意点
 - 油火災には水をかけない、電気火災は感電防止のため電源を切るなど、火元に応じた対応が必要。

4-1-5 避難誘導

災害時の避難誘導は、命を守る最前線の行動です。地域防災に関わる方にとって、住民の安全な避難を導くスキルは極めて重要。ここでは、実践的な誘導のポイントを提案します。

<避難誘導の基本ステップ>

1. 状況把握と初動対応
 - 発災直後は、まず自分の安全を確保。
 - 周囲の状況（火災、倒壊、浸水など）を確認し、避難経路を選定。
2. 声かけと誘導の工夫
 - 「落ち着いてください」「こちらが安全です」など、安心感を与える声かけが重要。
3. 避難経路の確保と誘導表示
 - 非常口や避難誘導標識を活用し、視覚的にも誘導。

<要配慮者への対応>

- 高齢者・障がい者・乳幼児などは、特別な配慮が必要。

4-1-6 避難所運営協力

避難所開設・運営は市当局が主体となって行うものですが、災害時の避難所運営は、行政だけでなく地域住民の協力が不可欠です。地域防災に取り組む方にとって、避難所運営の流れや役割分担を理解し、協力体制を築くことは「命と暮らしを守る基盤」となります。以下に、実践的なポイントを提案します。

<避難所運営協力の基本構造>

1. 開設準備と施設点検
 - 避難所開設前には、施設の安全確認、トイレや水の確保、区画割りなどが必要です。

2. 受付・避難者受け入れ

- 避難者の情報を把握し、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児など）への対応を行う。

3. 衛生・生活環境の整備

- トイレ管理、ゴミ処理、温度管理など、避難者の健康を守る環境づくりが重要。

<協力体制の構築と課題対応>

4. 運営委員会の設置と役割分担

- 自治会・町会・ボランティア・行政が連携し、運営委員会を設置。

5. 効果的な運営のための視点

- 誰が運営すべきか、どのように役割を分担するかを事前に検討。

6. 自主防災組織の役割と研修

- 自主防災組織が避難所運営の中心となるケースも多く、事前研修が重要。

子供のケア

災害に被災した場合、子供達の生活環境を整える支援活動は？

災害時に子どもたちの生活環境を整える支援活動は、心身の安全確保だけでなく、教育・遊び・心理的ケアなど多方面にわたる支援が求められます。以下に留意点を記載します。

<子どもの居場所づくり>

- ◇ 子どもの権利保障、安全・安心な空間、心の回復支援などが柱。
- ◇ 親を亡くした子、障害やアレルギーを持つ子、外国語話者などへの配慮も明記
- ◇ 教育支援：避難所や仮設住宅でも学習できる環境を整備。
- ◇ 心のケア：思春期の子どもたちが孤立しないよう、居場所や相談相手を確保。
- ◇ 事前連携：自治体・企業と災害時協定を結び、災害発生時に迅速な支援が可能な体制を構築。

避難所におけるペットの扱い

災害時におけるペットの扱いは、飼い主の責任と地域の共助が鍵になります。以下に、環境省や自治体の方針、そして実際の事例をもとに、重要なポイントをまとめました。

<基本的な考え方：同行避難が原則>

- ペットは家族の一員として、災害時には「同行避難」が推奨されています。
- ただし、避難所では動物が苦手な方やアレルギーを持つ方もいるため、しつけや衛生管理が重要です。

<飼い主が備えるべきこと>

- キャリーバッグやケージに慣れさせておく
→ 避難所でのトラブル防止や安全確保に役立ちます。
- 療法食・常備薬・トイレ用品の備蓄
→ 災害時に入手困難になることがあるため、事前準備が不可欠。
- 迷子札やマイクロチップの装着
→ はぐれた際の再会に役立ちます。
- 狂犬病予防注射などの健康管理
→ 一部避難所では未接種だと受け入れ不可のケースも。

<避難所での対応と課題>

- 一部自治体ではペット専用避難所やデイケア施設を設置
- 避難所ではペットの鳴き声や臭い、抜け毛などがトラブルの原因になることもあるため、飼い主の責任ある行動が求められます。

<地域での共助の可能性>

- 地域の飼い主同士が連携し、「飼い主の会」やネットワークを形成することで、避難所での助け合いや情報共有が可能に。
- 長野市周辺でも、地域防災計画にペット対応を組み込むことで、持続可能な避難体制の構築が期待されます。
- 内閣府も避難所運営ガイドラインにて、ペット同伴避難のルール整備を推奨しています。

地域防災に携わる方が、ペット対応も含めた避難計画を具体化することで、住民の安心感は大きく高まります。必要であれば、長野市の避難所のペット受け入れ状況や、地域での啓発活動のアイデアも一緒に考えましょう。

4-1-7 災害時における災害関連死をなくす

災害関連死とは、地震や台風などの災害による直接的な死ではなく、避難生活のストレス・持病の悪化・感染症・エコノミッククラス症候群などの二次的要因に

よって命を落とすことを指します。地域防災に取り組む方にとって、これは「見えにくい命の危機」であり、地域の備えと運営力で確実に減らすことができます。

*長野市における災害関連死の取扱いについては、「令和元年東日本台風災害関連死認定基準」に災害関連死の対象者を認定するための必要な事項が定められている。それによると

①災害関連死の定義：災害の影響と死亡との間に「相当因果関係」が認められるもの。

②災害関連死の判定方法：申出者による口述や資料等の提示のほか、医師の診断書や診療録、医療保険者や行政機関等が保有する客観的な資料に基づいて事実を確認する。

と定められている。

<災害関連死を防ぐための5つの柱>

1. 避難所環境の整備（TKB対策）

- T（トイレ）K（キッチン）B（ベッド）の整備が命を守る鍵。

2. 衛生管理と食事の工夫

- 感染症や栄養障害を防ぐため、衛生管理と食事の質が重要。

3. 避難所の在り方とデジタル活用

- 避難所の設計や運営に ICT を活用することで、関連死のリスクを減らせます。

4. 避難生活中的健康管理と運動

- エコノミークラス症候群や持病の悪化を防ぐため、こまめな運動と服薬管理が必要。

5. 区・地域の備えと連携強化

- ベッドや医療物資の備蓄、要配慮者リストの整備など、地域の事前準備が重要。

4-2 本部設置（構成案）

会長・副会長（区長会長）・芹田支所長・芹田支所長補佐・事務局長・芹田地区防災計画事務局・公民館長・民生委員児童委員協議会長・社会福祉協議会長等で構成する。

なお、発災時から復旧・復興の過程で、必要に応じ本部の構成について検討する。

また、17 区の区長（防災責任者）は自地区の復旧・復興に取り組むと共に、本部と情報を共有する。

☝ 災害時連絡体制図（構成案）

芹田地区住民自治協議会 災害時連絡体制図

【会長】

- └ 防災担当（連絡窓口）
- └ 各区長（安否確認・避難誘導）
- └ 避難所運営責任者
- └ 応急修理受付担当
- └ 情報伝達担当（掲示・巡回・SNS）

【外部連携】

- └ 長野市災害対策本部（芹田支所）
- └ 消防・警察（救助・安全確保）
- └ 医療機関（応急処置・搬送）
- └ 社会福祉協議会（要配慮者支援）
- └ ボランティア団体（物資・見守り）

※連絡先一覧は別紙にて管理（Excel／紙ファイル）

4-3 復旧・復興に向けた取組み

4-3-1 地域住民の生活再建・・・災害関連制度の情報周知

地域住民の生活再建は、災害からの復旧・復興の中でも最も時間がかかり、かつ丁寧な支援が求められる分野です。地域防災に取り組む方にとって、住民の「暮らしを取り戻す」ための実践的な知識と支援制度の理解は不可欠です。以下に、生活再建のステップと参考になる事項を交えて提案します。

17 区の被災状況を把握し長野市（芹田支所長）と情報共有を進めて適宜適切に対応を進める。（ボランティアの要請等）

1. 住まいの再建と支援制度
 - 応急仮設住宅・民間賃貸住宅の活用
 - 公営住宅の提供と高齢者支援

2. 地域コミュニティーの再生と移転支援
 - 集団移転と地域のつながり
 - 避難先からの帰還と生活再建

3. 生業（なりわい）の再建と地域づくり
 - 農林漁業・商業の復旧支援
 - 観光業・地域経済の再生
4. 支援の輪と課題の共有

4-3-2 住まいの確保

住まいの確保は、災害復旧・復興の中でも最も重要かつ困難な課題のひとつです。特に能登半島地震のような広域災害では、仮設住宅から恒久住宅への移行、支援者の宿泊環境整備、関連死の防止など、多面的な対応が求められます。地域防災に取り組む方にとって、住まいの確保は「暮らしの再建の土台」です。以下に、実践的な取り組みを提案します。

1. 応急仮設住宅の整備と供与
 - 石川県では、約1万5000戸の応急的住まいの確保を目指して整備が進められています。これは復旧・復興の柱のひとつであり、被災者の一時的な安心につながります。
2. 災害公営住宅による恒久的な住まいの確保
 - 輪島市などでは、災害公営住宅の整備が進められており、被災者の恒久的な住まいの確保を後押ししています。UR都市再生機構などが連携し、住まいの質と地域の再生を両立させる取り組みが行われています。
3. 関連死を防ぐ住環境の整備
 - 仮設住宅や避難所での生活が長期化すると、災害関連死のリスクが高まります。住まいの確保は、単なる「屋根の提供」ではなく、健康・衛生・心のケアを含めた環境整備が不可欠です。
4. 支援者向け宿泊施設の整備
 - 復旧・復興の担い手である支援者の住まいも確保される必要があります。石川県では、支援者向け宿泊施設の整備が進められており、安心して復興業務に従事できる環境が整えられています。

4-3-3 被災者の生活支援・・・罹災証明書等

復旧・復興の過程で最も重要なのは、被災者一人ひとりの生活再建を支えることです。地域防災に取り組む方にとって、制度の理解と住民への橋渡しが、地域

の「再生力」を高める鍵になります。ここでは、住まい・生業・支援金・制度の活用まで、実践的な生活支援策を整理します。

1. 住まいの再建支援

- ・民間賃貸住宅の活用と費用助成・公営住宅の提供と高齢者支援
- ・自宅再建に向けた利子助成・ローン支援

2. 支援金制度の活用

- ・被災者生活再建支援金

災害により住家が全壊・半壊、解体・長期避難などの被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するために国と自治体が支給する制度です。

3. 生業（なりわい）と地域再生

- ・被災者が元の仕事に戻れるよう、農業・漁業・商業などへの支援策が含まれています。これにより、単なる生活支援ではなく「地域の経済と誇りの再建」が可能になります。

* 罹災証明書について

罹災証明書は、住家の被害状況を市が公式に認定する証明書で、災害後の公的支援（生活再建支援金・税の減免・応急修理など）を受けるための“入口”となる最重要書類です。長野市では危機管理防災課が担当し、写真と申請書の提出で手続きが進みます。

* 被災証明書について

被災証明書は、住家以外（倉庫・車・門扉・カーポート・店舗など）の被害を“事実として証明する”書類です。罹災証明書とは用途が異なるため、自治会で住民相談を受ける際はこの違いを押さえておくに非常に役立ちます。

<被災者生活再建支援金>

災害により住家が全壊・半壊解体・長期避難などの被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するために国と自治体が支給する制度です。

支援金は「基礎支援金」と「加算支援金」に分かれています。

<支給額の目安（2025年時点）>

被害区分	基礎支援金	加算支援金 (建設・購入)	合計
全壊・半壊、解体・ 長期避難世帯	最大 100 万円	最大 200 万円	最大 300 万円

大規模半壊	最大 50 万円	最大 200 万円	最大 250 万円
中規模半壊・半壊(自治体独自支援)	なし(国制度対象外)	最大 100 万円	最大 100 万円

※加算支援金は「自己負担で住家を再建・購入・補修・賃借」した場合に支給

※1人世帯は支給額の4分の3

※半壊世帯は市町村独自制度で支援される場合あり(長野市も該当)

申請方法

- ・申請先：被災した市町村の生活支援窓口(長野市の場合は福祉部など)
- ・必要書類：罹災証明書、本人確認書類、支援金申請書、住家の再建方法の証明(契約書など)

- ・申請期限：災害発生日から原則1年以内(延長される場合あり)

芹田地区での実務運用ポイント

- ・自治会で**応急修理申請受付表(Excel)**を整備し、住民からの申請を取りまとめて市へ提出
- ・罹災証明取得の案内・支援を班長がサポート
- ・半壊・一部損壊世帯には長野市独自の補助制度があるため、自治会だよりや説明会で周知

申請書の記入例・様式整備もしましょう。

<長野市の主な独自支援制度一覧(災害時)・・・2025年時点>

支援制度名	対象	支援内容	備考
住宅応急修理制度	半壊・一部損壊世帯	最大 60 万円程度の修理費補助	自治会で申請支援可能(Excel様式)
災害見舞金	被災世帯	一部損壊：1万円／半壊：3万円／全壊：5万円	自治会が取りまとめて申請支援
家財道具等の再取得支援	全壊・床上浸水世帯	最大 30 万円程度の補助	所得制限あり／罹災証明必要
仮設住宅・民間賃貸住宅の提供	全壊・半壊解体世帯	家賃補助・住宅斡旋	高齢者・障がい者優先枠あり
災害時生活資金貸付	収入減少世帯	無利子貸付(最大 20 万円)	社会福祉協議会が窓口／返済猶予あり
福祉避難所の受け入れ	要配慮者	医療・介護支援付き避難所	自治会が事前把握・誘導支援
災害関連死予防支援	高齢者・独居者	心のケア・見守り・医療連携	民生委員・保健所と連携

申請・運用のポイント

- ・罹災証明書の取得がほぼ全ての制度で必要
- ・自治会が「申請様式集 (Excel)」を整備し、住民からの申請を取りまとめるとスムーズ
- ・支援制度の案内は「生活再建支援マップ」や「災害対応様式集」に統合すると効果的

これらの制度は災害の規模や被害認定により変動するため、長野市公式サイトや福祉課・住宅課への確認が必須です。

4-3-4 地域コミュニティー構築・・・17区の現状復帰

地域コミュニティーの構築は、復旧・復興の「心のインフラ」です。災害によって物理的な被害だけでなく、人と人とのつながりが断たれることが多く、コミュニティーの再生なくして真の復興はあり得ません。地域防災に取り組む方にとって、住民の声を活かしたまちづくりと、支え合える関係性の再構築は極めて重要です。

< 地域コミュニティー構築のステップ >

1. 住民主体の復興まちづくりを推進する
2. 行政と住民の協働体制を整える
3. 若者や外部人材の力を活かす
4. 事前の備えがコミュニティーの力になる
5. 地域のつながりが命を救う
6. 官民連携とデジタル活用の可能性

4-3-5 生活インフラ整備

地域インフラ整備は、復旧・復興の「背骨」となる重要な取り組みです。道路、水道、電力、通信などの基盤が整わなければ、住民の生活再建も、地域経済の再生も進みません。地域防災に取り組む方にとって、インフラ整備の現状と課題を把握し、地域の声を届けることが復興の加速につながります。

< 地域インフラ整備のポイントと課題 >

1. 水道・ライフラインの復旧は最優先
2. 人口減少を見据えた“コンパクトな街づくり”
3. 住民の声と地域課題の共有

<インフラ整備の新しい視点と技術>

4. AI やデジタル技術の活用
5. インフラ整備を担う人材育成と啓発

4-3-6 公共サービス等の機能確保

公共サービスの機能確保は、災害からの復旧・復興において「地域の命綱」となる重要な課題です。医療・福祉・教育・行政などのサービスが止まると、住民の生活再建も地域の再生も進みません。地域防災に取り組む方にとって、これらの機能をどう守り、どう再建するかは、まちの未来を左右するテーマです。

1. 医療・福祉・教育などの公共サービスの再開
 - 災害後は、医療機関・福祉施設・学校などが被災し、機能停止することがあります。これにより、災害関連死や子どもの学びの遅れが生じるため、早期の再開と代替手段の確保が不可欠です。
2. 行政機能の継続と仮庁舎の確保
 - 東日本大震災では、庁舎の全壊や職員の犠牲により行政機能が停止した自治体が多数ありました。これに対し、仮庁舎の設置や他自治体からの応援職員派遣により、行政機能の継続が図られました。
3. 地方行政能力の強化と平時からの備え
 - 災害時に行政機能を維持するには、平時からの人材育成・体制整備・デジタル活用が重要です。

4-3-7 災害関連死の取組

災害関連死への取り組みは、復旧・復興段階において極めて重要です。直接的な被害を免れた方々が、避難生活や復興過程で命を落とすことを防ぐためには、以下のような多面的な対策が求められます。

災害関連死への主な取り組み方

1. 避難生活の質の向上
 - ・ プライバシー確保（パーティション設置など）
 - ・ 入浴・洗濯・トイレなど衛生環境の整備
 - ・ 栄養バランスの取れた食事の提供
 - ・ 医師・保健師・看護師・管理栄養士などによる巡回

2. 災害ケースマネジメントの導入
 - ・ 一人ひとりの被災者の状況を把握し、関係者が連携して支援を継続
 - ・ 被災者台帳の活用による見守り・相談体制の構築
 - ・ 支援制度の周知と活用支援
3. 個別避難計画の策定と活用
 - ・ 高齢者・障がい者など避難行動要支援者に対する個別計画の作成
 - ・ 地域住民や福祉関係者との連携による支援体制の整備
4. 地域防災計画への反映
 - ・ 地域の実情に応じた災害関連死対策を地域防災計画に明記
 - ・ 地域コミュニティによる見守り活動の強化
5. 国土強靱化計画との連携
 - ・ 災害関連死を「起きてはならない最悪の事態」として位置づけ
 - ・ 保健医療・福祉分野の強化、デジタル技術による情報収集・伝達の高度化
 - ・ 避難所の生活環境改善（簡易ベッド、台所、暖房など）
 - ・ 医療支援体制の強化（病院機能の維持、医療スタッフの確保）
 - ・ 精神的ケアの充実（カウンセリング、見守り体制）

災害関連死の定義（内閣府による）

「災害による負傷の悪化、または避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの」

主な事例

- ・ 避難所生活による肺炎や心不全
- ・ 車中泊によるエコノミークラス症候群
- ・ 持病の悪化（医療機関の機能停止や転院による）
- ・ 精神的ストレスによる自殺（災害との因果関係が認められた場合）

対策の方向性

- ・ 避難所の生活環境改善（簡易ベッド、台所、暖房など）
- ・ 医療支援体制の強化（病院機能の維持、医療スタッフの確保）
- ・ 精神的ケアの充実（カウンセリング、見守り体制）

4-3-8 地域の防災・減災の強化

地域の防災・減災の強化は、災害に「備える力」だけでなく、「乗り越える力」を育てることであります。地域防災に取り組む方にとって、住民の命と暮らしを守るためには、行政・専門機関・住民が連携し、知識・技術・仕組みを地域に根づかせることが不可欠です。

4-4 応用提案

4-4-1 身の安全確保

➤ 応用提案

- 自治会での「身の安全確保訓練」の企画（動画教材活用）
- 地域住民向け「災害時行動チャート」の配布と説明会
- 高齢者・要配慮者向けの「安全確保チェックリスト」の整備
- 家庭でできる「防災備え講座」の開催（家具固定・避難袋など）

身の安全確保は、災害対応の「第一歩」であり「命の土台」です。これらの動画や事例を活かして、住民の防災力を高める取り組みを進めていきます。必要なら、企画書や教材整備も一緒に進めましょう。

災害時行動チャート

<災害時行動チャート（初動対応編）>

【災害発生】

- ↓ **【安全確保】** ・自身と家族の安全確認 ・火気・電気の遮断
- ↓ **【安否確認・初期被害把握】** ・班長が各世帯を巡回 ・安否確認シートに記入 ・要支援者の把握
- ↓ **【避難所開設・誘導】** ・自治会役員が避難所を開設 ・避難所運営マニュアルに従い配置 ・要配慮者を優先誘導
- ↓ **【情報収集・伝達】** ・被害状況を自治会防災担当へ報告 ・長野市災害対策本部と連携 ・掲示板・巡回・SNSで住民へ周知
- ↓ **【応急対応】** ・物資配布（飲料水・毛布など） ・応急修理申請受付（Excel様式） ・仮設トイレ・給水所の設置調整
- ↓ **【記録・報告】** ・活動記録を様式に記入 ・進捗管理表に反映 ・市へ報告・住民へ共有

<災害時行動チャート：復旧編>

【応急復旧期】

- ↓ 【ライフライン復旧支援】 ・ 停電・断水・通信障害の状況把握 ・ 市・事業者との連携による復旧促進
- ↓ 【応急修理申請受付】 ・ 住民からの申請を Excel 様式で受付 ・ 優先順位を整理し市へ一括提出
- ↓ 【仮設トイレ・給水所設置】 ・ 設置場所の選定（高齢者施設周辺など） ・ 市との調整・住民への周知
- ↓ 【廃棄物処理】 ・ 仮置き場の設置 ・ 分別ルールの周知・搬出支援
- ↓ 【要配慮者支援】 ・ 民生委員・福祉関係者との連携 ・ 見守り・医療・生活支援の調整

<災害時行動チャート：復興編>

【復興準備期】

- ↓ 【公共施設の復旧計画】 ・ 公民館・集会所の耐震化・機能強化 ・ 補助金申請・設計調整
- ↓ 【地域コミュニティー再建】 ・ 交流イベント・見守り活動の再開 ・ 住民の心のケア・孤立防止

【復興期】

- ↓ 【避難路整備】 ・ 高齢者に配慮したバリアフリー設計 ・ 地域整備課との協働
- ↓ 【防災拠点の機能強化】 ・ 備蓄・電源・通信設備の整備 ・ 災害対応力の向上
- ↓ 【進捗確認・見直し】 ・ Excel 進捗表で管理 ・ 役員会で定期的に見直し ・ 住民説明会で共有 【長期的復興】
- ↓ 【教訓の整理・継承】 ・ 活動記録の保存 ・ 防災計画の改訂 ・ 次世代への継承

芹田地区住民自治協議会の防災計画「復旧・復興編」を実務で運用するために、以下のよう
な実務運用準備のステップとツール整備案を提案します。自治会役員・区長・住民が迷わ
ず動けるよう、現場目線で構成しています。

<実務運用に備えるためのステップ>

- ① 運用体制の明確化
 - ・ 防災担当者・班長・避難所運営責任者などの役割分担表を整備
 - ・ 災害時連絡体制図を更新し、連絡先一覧（Excel）を配布
 - ・ 年1回の役員会で体制確認・見直し
- ② 様式・記録ツールの準備
 - ・ Excel 様式を整備（以下は推奨テンプレート）
 - ・ 安否確認シート

- ・ 応急修理申請書
 - ・ 被害状況報告書
 - ・ 避難所運営記録表
 - ・ 進捗管理チェックリスト
 - ・ Word 版の記入例・注意事項を添付し、住民・班長が迷わず記入できるように
- ③ 平時の訓練・周知活動
- ・ 防災訓練で様式の記入・提出を体験（模擬災害シナリオを活用）
 - ・ 自治会だよりや掲示板で「災害時の流れ」「役割分担」を周知
 - ・ 高齢者・要配慮者への個別説明・支援体制の確認
- ④ 情報共有・連携ルールの整備
- ・ 被害情報や申請内容は Excel で集約 → 市へ一括報告
 - ・ 長野市との事前協定（避難所運営・物資配布など）を文書化
 - ・ ボランティア団体・福祉関係者との連携窓口を自治会内に設置
- ⑤ 記録と教訓の蓄積
- ・ 災害対応の記録は様式に基づき保存（紙＋デジタル）
 - ・ 活動後に「振り返り会」を実施し、改善点を整理
 - ・ 防災計画の改訂に反映し、次世代へ継承

<実務運用に役立つ資料セット（例）>

資料名	形式	配布対象	備考
役割分担表	Excel／紙	役員・班長	年 1 回更新
安否確認シート	Excel／紙	班長	訓練で使用
応急修理申請書	Excel	住民	記入例付き
避難所運営マニュアル	Word	運営担当	市と協定あり
進捗管理表	Excel	防災担当	月次確認用
災害時行動チャート	PowerPoint／ポスター	全住民	掲示板に貼付

これらを整えることで、計画が「机上の理論」ではなく「現場で使える防災ツール」になります。

<Excel テンプレート設計案（5 種）>

① 安否確認シート

世帯主氏名	住所	安否状況 (選択式)	要支援事項	確認者	確認者
佐藤 花子	芹田 1 丁目 5-3	無事／要支 援／不在／ 不明	車椅子利用	山田 太郎	2025/09/26 08:15

機能：安否状況はプルダウン選択、自動で「要支援者数」を集計

印刷対応：A4 縦／1 班 20 世帯分／罫線あり

② 応急修理申請受付表

受付番号	世帯主氏名	住所	被害内容	優先度 (高・中・低)	備考
001	鈴木 一郎	芹田 1 丁目 6-2	床上浸水	高	高齢者世帯・ 要支援

機能：優先度ごとに色分け、自動並び替え機能付き

印刷対応：市提出用に整形済み

③ 被害状況報告書（集計用）

班名	世帯数	無事	要支援	不在	不明
第3班	20	15	3	1	1

機能：各班の安否確認シートから自動集計

印刷対応：自治会全体の報告用

④ 避難所運営記録表

日時	担当者	避難者数	配布物資	特記事項
9/26 08:00	山田 太郎	35 名	水・毛布	発熱者 1 名、医 療連絡済み

機能：日別記録、避難者数の推移グラフ付き

印刷対応：避難所掲示用にも対応

⑤ 進捗管理チェックリスト

施策名	担当者	実施状況 (選択式)	実施日	備考
応急修理受付	防災担当	未着手／進行中 ／完了	9/26	Excel 様式で受 付中

機能：進捗状況を色分け表示、完了率を自動計算

印刷対応：役員会報告用

運用補足

各テンプレートは班ごとに分割可能（第1班～第5班など）

記入例付きシートを別タブに設けると、住民や班長が迷わず記入可能

保管方法：USB／クラウド／紙ファイルの三重管理を推奨

<安全確認チェックリスト（災害時用）・・・世帯毎に作成>

チェック項目	内容	確認結果（✓）	備考
自宅の安全確認	倒壊・浸水・火災な どの有無	<input type="checkbox"/>	例：床上浸水あり／ 屋根損傷あり
人的被害の有無	けが人・要救助者の 有無	<input type="checkbox"/>	例：高齢者が転倒／ 応急処置済み

安否確認済み	世帯全員の安否確認	<input type="checkbox"/>	例：1名不在／避難済み
要支援者の有無	高齢者・障がい者・乳幼児など	<input type="checkbox"/>	例：車椅子利用者あり／支援要請済み
避難の必要性	自宅での生活が困難かどうか	<input type="checkbox"/>	例：避難所へ誘導済み
ライフライン状況	電気・水道・ガス・通信の状況	<input type="checkbox"/>	電気・水道・ガス・通信の状況
物資の必要性	飲料水・食料・毛布などの不足	<input type="checkbox"/>	例：水と食料が不足／要配布希望
情報伝達状況	掲示板・巡回・SNSで情報取得済み	<input type="checkbox"/>	例：掲示板確認済み／未周知あり

運用ポイント

Excel版では「✓」欄をチェックボックス化し、自動集計機能（例：要支援者数）を追加可能

Word版では印刷して手書き記入 → 回収後にExcelへ転記する運用も可能
各班ごとに1枚ずつ作成し、班長が巡回時に記入 → 防災担当へ提出

連携資料例

このチェックリストと連動する資料：

- ・安否確認シート（世帯ごとの詳細記録）
- ・被害状況報告書（班ごとの集計）
- ・応急修理申請書（必要世帯のみ）

4-4-2 被害と安否の確認

➤ 応用提案

- ・自治会での「安否確認訓練」の企画（LINE・171・集合場所報告）
- ・隣組ごとの「災害時家族台帳」「安否確認票」の整備
- ・高齢者・要配慮者向けの「支援カード」作成と支援体制の構築
- ・デジタル安否確認ツールの導入検討（LINE連携型や自治体支援型）

< 応用ポイント >

- ・地域の実情に合わせて「紙＋デジタル」のハイブリッド型安否確認体制を構築。
- ・高齢者や要支援者の情報は平時から整理し、災害時に迅速に支援できる体制を整備。
- ・LINEや171の使い方を住民向けに動画で紹介し、訓練に組み込むと効果的。

安否確認は「命をつなぐ情報の架け橋」です。これらの事例を活かして、災害時の混乱を最小限に抑える体制づくりが進められます。必要なら、訓練企画書や台帳フォーマットも一緒に整備しましょう。

4-4-3 救出・応急処置

➤ 応用提案

- 自治会での「救出・応急処置訓練」の企画（動画教材活用）
- 高齢者・要配慮者向けの「救急タグ導入」支援
- 地域の搬送資器材（毛布・担架・ジャッキなど）の整備と点検
- 傷病者対応マニュアルの作成と配布

救出と応急処置は「地域の手」でこそ機能します。これらの動画や事例を活かして、災害時の命を守る体制づくりを進めていけます。必要なら、訓練企画書やチェックリストも一緒に整備しましょう。

4-4-4 初期消火

➤ 応用提案

- 自治会での「初期消火訓練」の企画（動画教材活用）
- 消火器・スタンドパイプ・可搬ポンプの操作マニュアル整備
- 火元別の初期消火対応表の作成と配布
- 高齢者・要配慮者向けの「初期消火支援体制」の構築

初期消火は「地域の力」でこそ機能します。これらの動画や事例を活かして、住民の防災力を高める取り組みを進めていけます。必要なら、訓練企画書やチェックリストも一緒に整備しましょう。

4-4-5 避難誘導

➤ 応用提案

- 地域の避難誘導マニュアル作成
- 要支援者リストと支援体制の整備
- 公民館や集会所での避難訓練企画
- 防災標識の点検と更新

避難誘導マニュアル（災害時対応用）

1. 基本方針

- ・住民の命を守ることを最優先とし、迅速かつ安全な避難誘導を行う
- ・高齢者・障がい者・乳幼児など要配慮者への支援を優先する
- ・班長・自治会役員・防災担当が連携し、混乱を防ぐ

2. 避難誘導の流れ

【災害発生】

↓

【安全確認】

- ・自身と家族の安全確保
- ・火気・電気の遮断

↓

【安否確認】

- ・班長が各世帯を巡回
- ・安否確認シートに記入

↓

【避難判断】

- ・自宅での生活が困難な場合は避難を促す
- ・要配慮者は優先的に避難誘導

↓

【避難誘導】

- ・徒歩が困難な場合は近隣住民・ボランティアが補助
- ・避難所までの安全なルートを案内

↓

【避難所受付】

- ・避難者名簿に記入
- ・要支援者は別途記録し、福祉担当へ報告

3. 役割分担（例）

役割	担当者	主な業務
班長	各班の責任者	安否確認・避難判断・誘導
自治会役員	防災担当・避難所責任者	避難所開設・受付・記録管理
民生委員	要配慮者支援	個別支援・医療連携
ボランティア	地域支援者	搬送補助・物資配布・見守り

4. 注意事項

- ・避難ルートは事前に確認し、段差・狭路・水路などの危険箇所を避ける
- ・夜間・雨天時は懐中電灯・反射材・傘・防寒具を準備
- ・避難所では**感染症対策（マスク・手指消毒）**を徹底
- ・避難者の精神的ケアにも配慮（声かけ・安心感の提供）

5. 備品チェックリスト（誘導時携行）

- ・懐中電灯

- ・メガホンまたはホイッスル
- ・安否確認シート
- ・避難者名簿
- ・救急セット
- ・マスク・消毒液
- ・雨具・防寒具

6. その他

必要であれば、**避難ルート図（地図付き）**や、**避難所受付様式（Excel）**も準備したらどうでしょうか。

4-4-6 避難所運営協力

➤ 応用提案

必要であれば、避難所運営協力のための「役割分担表」や「訓練企画案」も一緒にしましょう。

避難所運営マニュアル

TKB チェックリスト（避難所運営初動確認用）

TKB とは：

- ・T（トイレ）
- ・K（キッチン・食事）
- ・B（ベッド・寝床）

の略。避難所の最低限の生活環境を整えるための確認項目。

<チェック項目一覧>

項目	内容	確認状況（✓）	備考
トイレの設置状況	仮設トイレ・既存トイレの使用可否	<input type="checkbox"/>	使用可能／要設置／故障あり
トイレの衛生管理	消毒液・清掃体制の有無	<input type="checkbox"/>	清掃担当者配置済み／不足あり
食事の提供体制	炊き出し・配布物資の準備状況	<input type="checkbox"/>	水・簡易食・調理器具の有無
食物アレルギー対応	特定食材への配慮体制	<input type="checkbox"/>	アレルギー申告欄あり／未対応
寝床の確保	毛布・マット・スペースの確保状況	<input type="checkbox"/>	高齢者・乳幼児優先配置済み
プライバシー配慮	間仕切り・女性専用	<input type="checkbox"/>	パーテーション設置

	スペースの有無		済み／未整備
要配慮者の対応	高齢者・障がい者・乳幼児への支援	<input type="checkbox"/>	個別支援記録あり／支援者配置済み
感染症対策	マスク・消毒・換気・発熱者対応	<input type="checkbox"/>	発熱者1名／医療機関連絡済み

運用方法

- ・ Excel 版ではチェック欄を形式にし、未対応項目を色分け表示
- ・ Word 版では印刷して避難所開設時に記入 → 自治会防災担当へ提出
- ・ 記録は避難所運営記録表と連動し、日次で更新・保存

このチェックリストは、避難所の「最低限の生活環境」を確保するための実務ツールです。

<避難所運営記録表（Excel 様式案）>

日時	担当者	避難者数 (合計)	高齢者	乳幼児	要支援者
9/26 08:00	山田 太郎	35 名	12 名	2 名	3 名

機能設計

- 避難者数の推移をグラフ化（日別折れ線グラフ）
- 要支援者数を自動集計
- 配布物資欄はプルダウン選択式（水・食料・毛布・トイレ用品など）
- 印刷対応：A4 横／1 日 1 行／罫線あり

<応急修理受付表（Excel 様式案）>

受付番号	世帯主氏名	住所	被害内容	優先度 (高・中・低)	写真添付 (有・無)
001	鈴木 一郎	芹田 1 丁目 6-2	床上浸水	高	有

機能設計

- 優先度ごとに色分け表示（高＝赤、中＝黄、低＝緑）
- 写真添付欄はチェック式（有／無）
- 自動並び替え機能（優先度順・受付順）
- 印刷対応：市提出用に整形済み（A4 縦／罫線あり）

運用補足

- 両様式とも、班ごとにシート分割可能（第 1 班～第 5 班など）
- 記入例付きタブを設けることで、班長や住民が迷わず記入可能
- 提出先：避難所記録は自治会防災担当 → 市へ報告、修理受付は自治会 → 市の住宅課へ一括提出

4-4-7 地域住民の生活再建

➤ 応用提案

- 地域住民の生活再建支援マップの作成（住宅・福祉・就労・相談窓口）
- 自治会での「生活再建相談会」の企画（専門家との連携）
- 高齢者・要配慮者向けの生活支援カードの整備
- 地域産業の再建に向けた情報収集と支援制度の周知

生活再建は「制度＋地域の力」で進みます。実践者が、住民の声に寄り添いながら支援の橋渡しをすることで、復興は確かなものになります。必要なら、企画書やチェックリストも一緒に整備しましょう。

芹田地区 生活再建支援マップ（災害後の支援案内）

1. 住まいの再建支援

支援内容	担当機関	対象	備考
応急修理制度	長野市住宅課	被災住宅	自治会が申請受付補助（Excel 様式）
仮設住宅の提供	長野県・長野市	全壊・半壊世帯	申請窓口は市役所／自治会が案内
民間賃貸住宅の斡旋	社会福祉協議会	高齢者・障がい者	福祉住宅の優先案内あり

2. 生活費・生業の支援

支援内容	担当機関	対象	備考
災害見舞金・義援金	自治会・市・赤十字	被災世帯	自治会が取りまとめて申請支援
災害時生活資金貸付	社会福祉協議会	収入減少世帯	無利子貸付制度あり
生業再建支援金	長野市商工課	自営業者	商店・農業者向け支援あり

3. 健康・福祉支援

支援内容	担当機関	対象	備考
医療費減免	長野市保健所	被災者	一部医療機関で適用可能
心のケア（相談窓口）	長野市・社協	全住民	専門職による巡回相談あり
要配慮者個別支援	要配慮者個別支援	高齢者・障がい者	見守り・訪問支援を継続実施

4. 情報・相談支援

支援内容	担当機関	対象	備考
被災者支援窓口	長野市役所	全住民	生活・住宅・福祉の総合相談窓口
自治会相談窓口	芹田地区住自協	地区住民	Excel 様式・掲示板で案内中
ボランティア受付・紹介	社会福祉協議会	支援希望者	物資・搬出・見守りなど活動調整

5.運用方法

- ・ Word 版：住民説明会・自治会だよりに掲載
- ・ 掲示板版：A3 サイズで図解化（支援分野ごとに色分け）
- ・ Excel 版：支援内容＋申請状況＋担当者記入欄付きで進捗管理

4-4-8 災害時における災害関連死をなくす

➤ 応用提案

- ・ 地域の避難所に「TKB チェックリスト」を導入
- ・ 要配慮者向けの健康管理カードの整備
- ・ 衛生・食事・運動をテーマにした避難所訓練の企画
- ・ 自治体と連携したベッド・簡易トイレの備蓄強化

災害関連死は「防げる死」です。地域の担い手が、平時から備えを進めることで、災害時の命の損失を大きく減らすことができます。必要なら、チェックリストや訓練企画案も一緒に整備しましょう。

<要配慮者支援マニュアル>

高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦など、災害時に特別な配慮が必要な方々への支援を、自治会・区長（班長）・民生委員が連携して行えるよう、実務に即した構成です。

要配慮者支援マニュアル（災害時対応用）

1. 目的と基本方針

- ・ 災害時において、要配慮者（高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦など）の安全と生活を守ることを目的とする
- ・ 自治会・区長（班長）・民生委員・福祉関係者が連携し、個別支援を迅速に実施する
- ・ 支援は「事前把握・初動対応・継続支援」の3段階で行う

2. 対象者の分類（例）

区分	支援内容	備考
高齢者（75歳以上）	見守り・避難誘導・生活支援	独居・高齢夫婦世帯は優先支援対象

障がい者	移動補助・意思疎通支援	身体・知的・精神障がいを含む
乳幼児・妊産婦	衛生・食事・医療支援	粉ミルク・紙おむつ・母子手帳確認
要医療者	医療機関との連携・搬送支援	在宅酸素・透析・服薬管理など

3. 事前準備（平時）

- ・要配慮者名簿の整備（区長（班長）・民生委員が把握）
- ・支援内容・連絡先・家族構成を Excel で記録
- ・同意取得済みの情報のみ共有（個人情報保護に配慮）
- ・支援者（近隣住民・ボランティア）の配置計画を作成

4. 災害時の支援手順

【災害発生】

↓

【安否確認】

- ・区長（班長）が巡回し、要配慮者の状況を確認
- ・安否確認シートに記入

↓

【避難誘導】

- ・徒歩困難者は近隣住民・ボランティアが補助
- ・避難所で優先受付・専用スペースへ案内

↓

【個別支援】

- ・民生委員が生活支援（食事・衛生・医療連携）
- ・必要に応じて福祉課・保健所へ連絡

↓

【継続支援】

- ・避難所での見守り・相談対応
- ・仮設住宅・福祉住宅への移行支援

5. 記録様式（Excel 連携）

- ・要配慮者支援記録表（氏名・住所・支援内容・対応状況）
- ・支援履歴・連絡記録を時系列で記入
- ・自治会防災担当が集約 → 市福祉課へ報告

6.連携体制

担当	役割	備考
区長（班長）	初期把握・避難誘導	安否確認シートと連動
民生委員	個別支援・福祉連携	要配慮者名簿を活用
自治会役員	全体調整・記録管理	Excel 様式で集約・報告
福祉関係機関	専門支援・医療連携	長野市福祉課・社協・保健所 など

<個別支援記録表（災害時用）>

記録 番号	氏名	住所	支援 区分	支援 内容	対応者	対応日時	継続 支援 の有 無	備考
001	佐藤 花子	芹田 1 丁目 5- 3	高齢者	食事・見 守り・避 難誘導	山田 太 郎（民生 委員）	2025/09/26 08:30	有	独居 ・要 継続 支援
002	鈴木 一郎	芹田 1 丁目 6- 2	障がい 者	車椅子 搬送・ト イレ補 助	近隣住 民＋ボ ランテ ィア	2025/09/26 09:00	有	仮設 トイレ 設置希 望あり

記入項目の説明

- ・支援区分：高齢者／障がい者／乳幼児／妊産婦／要医療者など（プルダウン選択可）
- ・支援内容：食事・衛生・搬送・医療連携・見守りなど（複数記入可）
- ・対応者：区長（班長）・民生委員・ボランティア・近隣住民など
- ・継続支援の有無：有／無（チェック式）
- ・備考：医療機関連絡済み、家族不在、仮設住宅希望など

Excel 設計ポイント

- ・支援区分ごとの色分け表示（例：高齢者＝青、障がい者＝緑）
- ・対応日時の自動入力機能（記録時にタイムスタンプ）
- ・継続支援者一覧の自動抽出タブ（支援漏れ防止）
- ・印刷対応：A4 縦／罫線あり／1 ページ 10 件表示

運用方法

- ・ 区長（班長）・民生委員が記入 → 自治会防災担当が集約
- ・ 長野市福祉課・保健所へ報告用として提出可能
- ・ 避難所運営記録表・安否確認シートと連動させると効果的

<福祉機関との連携フロー図（災害時）>

【災害発生】



【自治会・区長（班長）による安否確認】



【要配慮者の把握・支援開始】



民生委員・福祉担当者

↓（個別支援・状況報告）

長野市福祉課・保健所

↓（医療・福祉支援調整）

社会福祉協議会（社協）

↓（ボランティア派遣・生活支援）

医療機関・福祉施設

↓（搬送・処置・一時受け入れ）

【避難所での継続支援】



【自治会が記録・報告】

（個別支援記録表・要配慮者名簿）



【市へ報告・次段階支援へ】

（仮設住宅・福祉住宅・生活再建）

このフロー図は、自治会と福祉機関が「誰に、いつ、何を連携するか」を明確にするための実務ツールです。

連携に必要な資料例

- ・要配慮者名簿（事前把握）
- ・個別支援記録表（災害時記録）
- ・支援者連絡一覧（民生委員・社協・医療機関）
- ・支援依頼文書テンプレート（Word）
- ・報告様式（Excel）→ 市福祉課提出用

4-4-9 被災者の生活支援

➤ 応用提案

- ・地域住民向け「生活支援制度説明会」の企画
- ・支援金・住宅再建・就労支援の相談窓口一覧の整備
- ・高齢者・障がい者向けの個別支援カードの作成
- ・自治会での「生活再建チェックリスト」の配布

生活支援は「制度＋地域のつながり」で成り立ちます。担い手が、住民の声に寄り添いながら制度を届けることで、復旧から復興へと確かな一歩が踏み出せます。必要なら、企画書や資料整備も一緒に進めましょう。

4-4-10 住まいの確保

➤ 応用提案

- ・地域住民向け「住まいの確保相談会」の企画
- ・仮設住宅・公営住宅・民間賃貸の選択肢を整理した支援マップの作成
- ・高齢者・障がい者向けの住環境チェックリストの整備
- ・支援者・ボランティア向けの宿泊調整窓口の設置

住まいの確保は、復旧・復興の「心のよりどころ」です。これらの取り組みを参考に、住民の安心と地域の再生を支える仕組みづくりを進めていけます。必要なら、企画書やチェックリストも一緒に整備しましょう。

4-4-11 地域コミュニティー構築

➤ 応用提案

- ・住民自治協議会・区での「復興まちづくりワークショップ」の企画
- ・地域住民の声を集める「復興意見交換会」の開催
- ・若者・外部人材との協働プロジェクトの立ち上げ

- 地域防災計画と復興計画の連携強化
- コミュニティー支援員や復興コーディネーターの導入検討

地域コミュニティの構築は、復興の「心の再建」です。これらの事例や動画を参考に、住民が主役となる復興の仕組みづくりを進めていきます。必要なら、企画書やワークショップ資料も一緒に整備しましょう。

4-4-12 生活インフラ整備

➤ 応用提案

- 地域インフラ整備の「優先課題リスト」の作成（住民アンケートを活用）
- 自治体との意見交換会の企画（水道・道路・通信など分野別）
- 地元事業者との連携体制づくり（施工・維持管理の担い手確保）
- 若者向けのインフラ啓発イベントや学習会の開催

インフラ整備は「暮らしの土台」であり、「地域の未来への投資」です。これらの事例を参考に、住民の声を反映したインフラ整備の推進が可能です。必要なら、企画書やチェックリストも一緒に整備しましょう。

4-4-13 公共サービス等の機能確保

➤ 応用提案

- 地域の公共サービス機能マップの作成（医療・福祉・教育・行政）
- 自治会と行政の連携による「仮庁舎・代替施設の候補地」整理
- 応援職員受け入れ体制の事前整備（役割分担・宿泊・通信）
- 地域住民向け「公共サービス再開の流れ」説明会の企画

公共サービスの機能確保は、復興の「土台」であり「希望」です。これらの事例や資料を活かして、住民の安心と地域の持続性を支える仕組みづくりを進めていきます。必要なら、企画書やチェックリストも一緒に整備しましょう。

4-4-14 災害関連死の取組

➤ 応用提案

- 地域避難所の「災害関連死リスクチェックリスト」の作成
- 自治会での「避難所環境改善ワークショップ」の開催
- 高齢者・持病持ち住民向けの「健康管理カード」の整備
- 医療機関との連携による「避難所診療体制」の検討

公共サービスの機能確保は、復興の「土台」であり「希望」です。これらの事例や資料を活かして、住民の安心と地域の持続性を支える仕組みづくりを進めていきます。また災害関連死は「防げる死」です。地域の担い手が、平時か

ら備えを進めることで、災害時の命の損失を大きく減らすことができます。必要なら、企画書やチェックリストも一緒に整備しましょう。

災害関連死の取組み

<住民への啓発と心のケア>

住民への啓発活動（自治会でできること）

- ① 防災講座・説明会での周知
 - ・災害関連死の事例紹介（熊本地震・東日本大震災など）
 - ・「命を守った後の支援が命をつなぐ」ことを強調
 - ・心身の健康維持の重要性を伝える
- ② 自治会だより・掲示板での啓発
 - ・「災害関連死を防ぐ10のポイント」などを掲載
 - ・例：水分補給／服薬管理／声かけ／睡眠環境／相談窓口の案内
- ③ 要配慮者名簿の整備と見守り体制
 - ・民生委員・班長による定期的な声かけ・訪問
 - ・「孤立させない」「気づく・つなぐ」支援を徹底

地域活動に活かすには以下のような実践が効果的です

- ・自治会での避難所運営訓練に「生活環境の質向上」要素を加える
- ・高齢者・障害者の個別避難計画を地域で整備し、支援者と共有
- ・災害ケースマネジメントの考え方を地域防災計画に反映させる
- ・Excel を活用して被災者台帳や支援記録の管理を効率化

<心のケアの実践（避難所・在宅避難者向け）>

- ① 心のケアチームとの連携
 - ・長野市保健所・社会福祉協議会の巡回相談窓口を活用
 - ・精神保健福祉士・看護師による個別対応
- ② 避難所での安心空間づくり
 - ・パーテーション・女性専用スペース・静養スペースの設置
 - ・子ども・高齢者が安心できる環境整備
- ③ 心のケアカードの配布（例：自治会オリジナル）
 - ・「不安なときはこのカードを見てください」
 - ・呼吸法・相談先・気持ちの整理法などを記載

<実務ツール例>

ツール名	形式	活用場面
災害関連死予防チェックリスト	Excel／紙	避難所・在宅避難者の健康確認
心のケア記録表	Excel	支援履歴・相談内容の記録
啓発ポスター	PowerPoint／A3 印刷	公民館・掲示板に掲示
相談窓口一覧	Word	自治会だより・配布資料に掲載

<災害関連死予防チェックリスト（避難者向け）>

氏名	氏名	世帯構成	健康状態	睡眠状況	食事状況
佐藤 花子	78 歳	独居	持病あり（高血圧）	不眠傾向	食欲低下
鈴木 一郎	45 歳	妻・子 2 人	健康	睡眠良好	食事確保

チェック項目の説明

- ・健康状態：持病・体調不良・発熱など（プルダウン選択可）
- ・睡眠状況：良好／不眠傾向／ほぼ眠れない
- ・食事状況：十分／不足／食欲低下
- ・服薬管理：服薬中／服薬忘れあり／服薬なし
- ・精神状態：安定／不安／混乱／うつ傾向
- ・支援状況：支援中／支援不要／支援希望

Excel 設計ポイント

- ・精神状態・健康状態に応じて色分け表示（赤＝要注意、黄＝要見守り、緑＝安定）
- ・「要支援者一覧」タブで自動抽出・集計
- ・記録日時・対応者欄を追加すれば支援履歴表としても活用可能
- ・印刷対応：A4 縦／罫線あり／1 ページ 10 名分

運用方法

- ・民生委員・区長（班長）が避難所や在宅避難者を巡回し記入
- ・自治会防災担当が集約 → 長野市福祉課・保健所へ報告
- ・「個別支援記録表」と連動して支援履歴を管理

このチェックリストは、災害関連死を未然に防ぐための「気づきのツール」です。

<災害関連死を防ぐ 10 のポイント（芹田地区版）>

1. 水分をこまめにとる
→ 脱水は体調悪化の原因。高齢者は特に注意。
2. 持病の服薬を忘れない
→ 薬の管理が難しいときは、避難所スタッフに相談。

3. 無理な我慢をしない
→ 不安・痛み・不調は早めに伝える。遠慮は命取り。
4. 眠れる環境を整える
→ 毛布・静かな場所・アイマスクなどを活用。横になるだけでも休息。
5. 食事を抜かない・偏らない
→ 栄養不足は免疫低下につながる。配布食の工夫も大切。
6. トイレを我慢しない
→ 排泄を我慢すると感染症や体調悪化の原因に。
7. 誰かと話す・つながる
→ 孤立は心の不調を招く。声かけ・会話・見守りが命を守る。
8. 避難所のルールを守る・伝える
→ トラブルやストレスを減らすために、共通理解が大切。
9. 心の不調に気づく・相談する
→ 不安・混乱・気力低下は「心のSOS」。民生委員や保健師に相談を。
10. 「自分を責めない」こと
→ 災害は誰のせいでもありません。まずは「生きること」が大切。


活用方法

- ・ 掲示板ポスター（A3）：避難所・公民館に掲示
- ・ 自治会だより掲載：住民全体への啓発
- ・ 心のケアカードと連動：配布資料として活用
- ・ 住民説明会スライド：防災講座での活用

<心のケアカード（災害時用）>

以下に、芹田地区住民自治協議会で避難所や在宅避難者向けに配布できる**心のケアカード（災害時用）**の様式案を提案します。住民が不安やストレスを感じたときに、そっと寄り添う「安心の手がかり」となるよう設計しています。


表面：メッセージと安心行動

 あなたの不安は、自然なものです。

今は「生きること」「休むこと」がいちばん大切です。

 深呼吸してみましょう

吸って…吐いて…3回繰り返すだけで、心が少し落ち着きます。

 話してみませんか？

誰かに話すだけで、気持ちが軽くなることがあります。

避難所スタッフ・民生委員・近くの人に声をかけてください。

眠れないときは…

横になるだけでも、体は休まります。

毛布・静かな場所・アイマスクなどをご用意できます。

水分をとりましょう

不安なときほど、体のケアが大切です。

裏面：相談窓口・支援情報（芹田地区版）

支援内容	担当者・機関	連絡方法
心の相談（避難所内）	民生委員・住自協役員	受付または声かけで対応します
医療相談	長野市保健所	026-XXX-XXXX（仮）
福祉支援	長野市福祉課・社協	026-XXX-XXXX（仮）
子ども・高齢者のケア	地域福祉支援員	巡回または個別対応あり

運用方法

- ・ A6 サイズで印刷し、避難所受付時に配布
- ・ 自治会だよりや掲示板にも掲示可能
- ・ Excel で「配布記録表」を作成し、支援履歴と連動させると効果的
- ・ 必要に応じて「やさしい日本語版」や「イラスト付き版」も展開可能

4-4-15 地域の防災・減災の強化

➤ 応用提案

- ・ 自治会での「地域防災力診断ワークショップ」の開催
- ・ 防災士・行政・住民による「防災連携会議」の設置
- ・ 集合住宅・公民館向けの「防災スイッチ ON 講座」の企画
- ・ 地域版「防災・減災アクションプログラム」の策定支援

< 地域防災・減災強化の実践ポイント >

1. 防災士の育成と連携強化
 - ・ 地域の防災士は、災害時のリーダーであり、平時の啓発者でもあります。
2. 国家レジリエンスの視点を地域に活かす
 - ・ 国の防災・減災政策（SIP）では、科学技術やデータを活用した災害対応力の強化が進められています。
3. 住民への防災知識の普及と実践教育

- 自主防災組織のリーダー育成や住民への啓発活動は、減災の基盤です。
4. 集合住宅や地域コミュニティでの防災活動
 - 地域の特性に応じた防災活動が、実効性のある減災につながります。
 5. 自治体による防災・減災アクションプログラムの推進
 - 青森県では、防災基本条例や避難所環境整備（TKB）などを盛り込んだアクションプログラムを策定。
 6. 身近な防災行動の啓発と実践
 - 防災は特別な知識だけでなく、日常の行動から始まります。

地域防災・減災の強化は、「人と人のつながり」と「知識と仕組みの融合」で進みます。これらの動画や事例を活かして、災害に強いまちづくりを一緒に進めていけます。必要なら、企画書やチェックリストも整備しましょう。

被災者支援制度

各支援制度の概要は、被災者支援制度一覧（裏面）の説明をご覧ください。

※下の表の四角内の数字と裏面の制度一覧のNo.とが一致しています。（例：災害弔慰金³は裏面No.3）



令和元年11月版

災害による死亡・ケガ



受けられる可能性のある支援

災害弔慰金⇒³
災害により死亡した人の遺族に弔慰金を支給します。

災害障害見舞金⇒⁴
災害により障害を受けた方に見舞金を支給します。
[問い合わせ] 福祉政策課 ☎224-5028

長野市災害義援金⇒⁶
災害による重傷者や住宅被害の程度により、全国並びに海外の皆様から寄せられた義援金を配分します。
[問い合わせ] 介護保険課 ☎224-7991

家・家財が被害を受けた

- 新たに住む場所を探したい
- 建て直し・修理したい
- 生活必需品が必要



罹(り)災証明書「住家」 (店舗兼住宅を含む)

「住家」(店舗兼住宅を含む)の被害の程度について、罹(り)災証明書の発行手続きを行います。
※各種お手続きに必要なことがあります。
※カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
[問い合わせ] 資産税課 ☎224-7176

受けられる可能性のある支援

生活必需品が必要

生活必需品の支給⇒¹⁵
被災された方に、生活必需品の支給を行います。
【支給品】寝具、下着、炊飯器等
[問い合わせ] 生活支援課 ☎224-9732

新たに住む場所を探したい

応急仮設住宅への入居⇒¹¹ ¹²
・建設型応急住宅の提供
仮設住宅115戸を提供します。
・民間賃貸住宅借上げ
民間賃貸住宅を市が借上げます。
なお、物件はご自身で探していただきます。
市営住宅等への入居(1年間)
当面の入居先として、市営住宅等を提供します。
[問い合わせ] 住宅課 ☎224-5424

建て直したい・修理したい

被災者生活再建支援金⇒⁷ [問い合わせ] 福祉政策課 ☎224-5028
災害により住宅が全壊、大規模半壊するなどした世帯 被害を受けた世帯が、建物を再建する場合は加算支援金を支給
被災住宅の応急修理⇒¹⁰ [問い合わせ] 建築指導課 ☎224-8901
災害により住宅が大規模半壊、半壊又は一部損壊(準半壊)の被害を受け、災害救助法に基づく応急仮設住宅等を利用しない人
※半壊又は一部損壊(準半壊)の修理は、経済的に自ら修理することができない人
被災家屋の公費解体⇒¹⁴ [問い合わせ] 生活環境課 ☎224-5035
半壊以上の家屋を解体したい方は、家屋所有者の申請により、市が所有者に代わって被災家屋を解体・撤去します。手続き方法など、詳しい内容が決まりましたら、改めてお知らせします。
なお、すぐに解体・撤去したい方は、一定の条件を満たした場合に限り、解体業者への支払額と市の算定額のいずれか低い方の額をお支払いします。(撤去費用が全額支払われない場合がありますので、ご了承ください。)
事前にご相談ください。

税の支払いに関すること



市税の減免、納税の猶予⇒²
被害を受けられた状況により市税の減免又は納税の猶予できる場合があります。
[問い合わせ] 市民税課 ☎224-8507
資産税課 ☎224-7176
収納課 ☎224-7664



税の減免・納税の猶予制度

個人市民税

区分	主な条件	減免の割合
(1) 住家又は家財の被害	り災証明の区分が半壊以上かつ前年所得が1,000万円以下	所得及び損害の割合により12.5%~100%
(2) 人的被害	災害が原因で死亡又は障害者となった場合	死亡した場合100%、障害者となった場合90%
(3) 農作物被害	農作物に係る収入額が30%以上減収し、前年所得が1,000万円以下かつ農業以外の所得が400万円以下	本年の農業所得が確認できる書類が必要になります。詳しくは、市民税課へお問い合わせください。

- ・(1)の申請は、り災証明書の申請を先に済ませてからお願います。
- ・(3)の申請は、申請書の余白へ「農作物被害」と書き添えてください。
- ・(1)から(3)のうち、最も有利なものを適用します(重複適用は行いません)。

固定資産税・都市計画税

区分	主な条件	減免割合
家屋の被害	災害による被害家屋調査の結果が、全壊・大規模半壊・半壊の場合	被害の程度により40%~100%
償却資産の被害	既に申告がある資産で、除却又は用途廃止となった場合	被害の程度により40%~100%
土地の被害	地盤の崩壊等により形状が著しく変形した場合	被害の程度により40%~100%

- ・本来の使用目的が著しく損なわれるような被害を受けた固定資産について、被害の程度により減免される場合があります。
- ・減免申請にり災証明書は不要です。



その他生活上の各種相談

- ・法的トラブル解決のための総合案内所(法テラス) 0120-078-309
- ・弁護士会による無料電話相談(復興支援ダイヤル) ☎232-2777
- ・消費生活相談(北信消費生活センター) ☎223-6777
- ・ペット同行避難者のための相談(動物愛護センター) ☎262-1212
- ・健康やこころの相談(保健所健康課) ☎226-9961
- ・女性のための相談(男女共同参画センター) ☎237-8778
- ・子どもの相談(子育て支援課こども相談室) ☎224-9746
- ・高齢者の相談 お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへ
- ・障害者の相談 お住まいの地域を担当する障害者相談支援センターへ
- ・多言語相談(多文化共生相談センター) ☎219-3068
- ・労働相談(北信労政事務所) ☎234-9532

医療費・保険料・利用料・保育料等の減免、お支払いの猶予制度

- ・国民健康保険料の徴収猶予・減免⇒¹⁶
- ・国民年金保険料免除・猶予制度⇒¹⁷
- ・後期高齢者医療保険料の徴収猶予・減免⇒¹⁸
- ・介護保険料の減免⇒¹⁹
- ・保育所等保育料の減免⇒²⁰
- ・放課後子ども総合プラン事業利用料の減免 ⇒²¹
- ・利用負担額(介護・障害福祉サービス)の免除・減免⇒²⁴ ²⁵ ²⁶
- ・水道料金の納付相談・減免⇒²⁹
- ・下水道使用料の納付相談・減免⇒³⁰
- ・し尿処理(くみ取り)手数料の減免⇒³¹
- ・建築確認申請等の手数料の減免⇒³²



詳細は担当課(裏面)へお問い合わせください。

医療・年金・介護・保育料等の支払いに関すること



No.	支援制度名	対象者	全壊	大規模半壊	半壊	(準半壊)	一部損壊	一部損壊	内容	受付窓口・問い合わせ先
1	各種証明書交付等手数料の減免	1 古里（大字徳間を除く）、柳原、長沼、藤ノ井、松代、若穂、豊野の各地区に住所を有する個人又は所在する法人 2 罹災証明書の交付を受けた個人若しくはその同一世帯に属する個人又は法人（り災証明書の提示が必要）	●	●	●	●	●		【減免の対象となる証明書等】 ・戸籍事項証明書・戸籍の附票 ・住民票の写し ・印鑑登録 ・印鑑証明 ・市民税・県民税課税内容証明書（所得証明書） ・営業証明書 ・固定資産関係証明書 ・土地図面等の閲覧、交付 ・納税証明書 ・国民健康保険料納付額証明書 ・後期高齢者医療保険料納付額証明書 ・介護保険料納付額証明書	市民窓口課 ☎224-6428 市民税課 ☎224-8507 資産税課 ☎224-5018 収納課 ☎224-5019 国民健康保険課 ☎224-5025 国民年金室 ☎224-5026 高齢者活躍支援課 ☎224-8767 介護保険課 ☎224-7991
2	市税の減免、納税の猶予	災害により被害を受けた人・事業所	▲	▲	▲				災害による収入の減少など特別な理由によって支払いが困難な人に対して、減免措置や納税の猶予等を行います。	市民税課 ☎224-8507 資産税課 ☎224-7176 収納課 ☎224-7664
3	災害弔慰金	災害により死亡した人の遺族							主たる生計維持者が死亡 500万円 その他の人が死亡 250万円	福祉政策課 ☎224-5028
4	災害障害見舞金	災害により障害を受けた人							主たる生計維持者 250万円 その他 125万円	
5	長野県災害見舞金	重傷者、床上浸水（半壊に至らないもの） ※災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金又は信州（長野市）被災者生活再建支援金が支給される場合は除外されます。			▲	▲	▲		人的被害 重傷者 1人 10万円 住家被害 床上浸水 1世帯 5万円 （半壊に至らないもの）	（人的被害については） 県危機管理防災課 ☎235-7184 福祉政策課 ☎224-5028
6	長野市災害義援金	罹災証明書の交付を受けた方などにお知らせします。							住家被害、人的被害の程度に応じて配分します。	介護保険課 ☎224-7991
7	被災者生活再建支援金	災害により住宅が全壊、大規模半壊するなどした世帯 被害を受けた世帯主が、建物を再建する場面に支援金を加算支給	●	●	▲				【基礎支援金】 全壊 100万円 半壊などでやむを得ず解体 100万円 大規模半壊 50万円 【加算支援金】 建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借（公営住宅以外） 50万円 ※単身世帯の場合は4分の3の額	福祉政策課 ☎224-5028
8	信州（長野市）被災者生活再建支援金	災害により住宅が半壊した世帯（被災者生活再建支援制度対象者を除く）			●				半壊 50万円 ※単身世帯の場合は4分の3の額	
9	災害援護資金貸付金	災害により被害を受けた世帯主	●	●	●				被害の程度に応じて150万円～350万円 ※所得制限があります。	
10	被災住宅の応急修理	災害により住宅が大規模半壊、半壊又は一部損壊（準半壊）の被害を受け、災害救助法に基づく応急仮設住宅等を利用しない人 ※半壊又は一部損壊（準半壊）の修理は、経済的に自ら修理することができない人	▲	●	●	●	●	●	当該住居での生活に欠くことのできない部分であつて、緊急に応急修理を行うことが適当な個所の修理 【限度額】 ※1世帯当たり 大規模半壊、半壊 59万5,000円 一部損壊（準半壊） 30万円	建築指導課 ☎224-8901
11	応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ）	災害により住宅が全壊、大規模半壊、半壊するなどし、居住していた住宅が使用できない状態にあり、自らの資力で住宅を得ることができない人	●	●	●				家賃 2人以下の世帯月額6万円以下 3から4人の世帯月額7万円以下 5人以上の世帯月額9、5万円以下 共益費 礼金（家賃の1ヶ月分を上限） 退去修繕負担金（家賃2ヶ月分を上限） 鍵交換料（通常の契約時に必要な場合） 仲介手数料（家賃の0、55ヶ月分を上限）	住宅課 ☎224-9733
12	応急仮設住宅（建設型応急住宅）	災害により住宅が全壊、大規模半壊、半壊するなどし、居住していた住宅が使用できない状態にあり、自らの資力で住宅を得ることができない人	●	●	●				入居期間 2年間 家賃・共益費 無料 ペット入居 可 4か所（上松東、若穂団地運動広場、昭和の森公園、駒沢新町第2）115戸 間取り 1K、2DK、3K、3DK、1LDK	住宅課 ☎224-5424
13	障害物の除去	災害により住宅が半壊または床上浸水の被害を受け、災害救助法に基づく応急仮設住宅等を利用しない人 ※経済的に自ら除去することができない人	▲	●	●				住居またはその敷地内に運ばれた土石、竹木等の障害物で、当該住居での生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 【限度額】 ※1世帯当たり 13万7,900円	建築指導課 ☎224-8901
14	被災家屋の公費解体	被害の程度が全壊、大規模半壊、半壊の家屋の所有者で解体を希望する方	●	●	●				家屋所有者の申請により、市が所有者に代わって被災家屋を解体・撤去します。 手続き方法など、詳しい内容が決まりましたら、改めてお知らせします。 なお、すぐに解体・撤去したい方は、一定の条件を満たした場合作業に限り、解体業者への支払額と市の算定額との差額が低い方の額をお支払いします。（撤去費用が全額支払われない場合がありますので、ご了承ください。） 事前にご相談ください。	生活環境課 ☎224-5035

No.	支援制度名	対象者	全壊	大規模半壊	半壊	(準半壊)	一部損壊	内容	受付窓口・問い合わせ先
15	生活必需品の支給	住家が床上浸水又は半壊以上の方で、生活必需品を失い、日常生活を送ることが困難な方	●	●	●			被災された方に、生活必需品の支給を行います。 【支給品】寝具、下着、炊飯器等	生活支援課 ☎224-9732
16	国民健康保険料の徴収猶予・減免	災害により被害を受けた人	●	●	●	▲	▲	災害により被害を受けた場合、保険料の減免、納付の猶予等の措置が講じられる場合があります。	国民健康保険課 猶予☎224-7260 減免☎224-5025
17	国民年金保険料免除・猶予制度	国民年金第1号被保険者で、住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた方	▲	▲	▲	▲	▲	国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により納付を免除される場合があります。	国民年金室 ☎224-5026 長野年金事務所 ☎227-1284
18	後期高齢者医療保険料の徴収猶予・減免	災害により被害を受けた人	●	●	●	▲	▲	災害による住宅の全半壊など特別な理由によって支払いが困難な人に対して、猶予・減免を行います。	高齢者活躍支援課 ☎224-8767
19	介護保険料の減免	①住宅の全半壊、全半壊、床上浸水またはこれに準ずる被災をした人 ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人 ③主たる生計維持者の行方が不明な人 ④主たる生計維持者の収入減少	●	●	●	▲	▲	震災証明書の罹災の程度や、収入減少等の程度に応じて、減免します。 ※「主たる生計維持者の収入減少」の場合は、所収要件があります。	介護保険課 ☎224-7991
20	保育所等保育料の減免	災害により被害を受けた人	●	●	●			災害による住宅の全半壊など特別な理由によって支払いが困難な人に対して、減免を行います。	保育・幼稚園課 ☎224-8031
21	放課後子ども総合プログラム事業利用料の減免	災害により被害を受けた人	●	●	●			災害による住宅の全半壊など特別な理由によって支払いが困難な人に対して、減免を行います。(休館等があった施設については、被災の程度によらず利用料が減額される場合があります。)	こども政策課 ☎224-6796
22	国民健康保険 医療費一部負担金(自己負担)の免除	①住宅の全半壊、全半壊、床上浸水またはこれに準ずる被災をした人 ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人 ③主たる生計維持者の行方が不明な人 ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した人 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人						災害により住宅に被害を受けた人 の収入がなくなったりした 被保険者に対して、免除を行います。	国民健康保険課 ☎224-7225
23	後期高齢者医療保険 医療費一部負担金(自己負担)の免除								高齢者活躍支援課 ☎224-8767
24	介護サービス利用者負担額の免除								介護保険課 ☎224-7871
25	介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担額の免除								地域包括ケア推進課 ☎224-7873
26	障害福祉サービス利用料等の減免	災害により住宅に被害を受けた人	●	●	●			被災のため障害福祉サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な人に対して利用者負担の減免を行います。	障害福祉課 ☎224-5030
27	母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還猶予	貸し付けを受け、償還している被災した母子家庭、父子家庭または寡婦	●	●	●	●	●	災害により被災した母子家庭、父子家庭または寡婦に對する償還を猶予します。	子育て支援課 ☎224-5031
28	母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金の貸付及び償還期間の延長	住宅が全壊・半壊、流出、床上浸水等の被害を受けた母子家庭、父子家庭または寡婦	●	●	●	●	●	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築及び改築等に必要な経費の貸付及び償還期間を延長します。	
29	水道料金の納付相談・減免	災害により被害を受けた人・事業所	▲	▲	▲	▲	▲	災害による被害の状況に応じて、減免措置を講じます。 災害による収入の減少など特別な理由によって支払いが困難な場合は、納入猶予など相談に応じます。	下枠のとおり <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">(長野市内の水道料金(篠ノ井、川中島、更北地区を除く)に関すること) シーデーシー情報システム(株)長野営業所 ☎244-3232 上下水道高営業課 ☎224-5071 (篠ノ井、川中島、更北地区の水道料金に関すること) ヴェオリア・ジェネッツ(株)川中島事務所 ☎0120-971-105 (7リ-ダ 1リ) 長野県川中島水道管理事務所 ☎284-1700</div>
30	下水道使用料の納付相談・減免	災害により被害を受けた人・事業所	▲	▲	▲	▲	▲	災害による被害の状況に応じて、減免措置を講じます。 災害による収入の減少など特別な理由によって支払いが困難な場合は、納入猶予など相談に応じます。	シーデーシー情報システム(株)長野営業所 ☎244-3232 上下水道高営業課 ☎224-5071
31	し尿処理(くみ取り)手数料の減免	災害により被害を受けた人	●	●	●	●	●	全壊又は半壊、床上浸水又は床下浸水により被害を受けた人に対して、減免措置を講じます。	生活環境課 ☎224-5036
32	建築確認申請等の手数料の減免	災害により被害を受けた方	詳しい内容が決まりましたら改めてお知らせします。					災害による収入の減少など特別な理由によって支払いが困難な人に対して、減免措置を講じます。	建築指導課 ☎224-5048

あとがき

本計画は、芹田地区に暮らすすべての皆様の命と暮らしを守るため、災害発生から復旧・復興に焦点を当てて策定したものです。近年、地震や水害などの災害が全国各地で頻発する中、私たちの地域も例外ではありません。いざという時に備え、住民一人ひとりが「自分ごと」として行動できるよう、実践的な内容を心がけました。

計画の策定にあたっては、長野市総務部危機管理防災課・芹田住民自治協議会役員・区長・防災担当者をはじめ、地域の皆様のご意見や経験を反映し、現場に即した構成としました。また、補足説明資料ではExcel 様式や進捗管理表など、実務に活用できるツールも整備し、災害対応の効率化を図っています。

災害はいつ、どこで起きるか分かりません。しかし、日頃からの備えと地域の絆があれば、私たちは必ず乗り越えられると信じています。この計画が、芹田地区の防災力を高め、安心して暮らせるまちづくりの一助となることを願ってやみません。

最後に、本計画の内容は時代や地域の状況に応じて見直しを行い、常に「生きた計画」として育てていくことが大切です。今後とも、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

∞∞∞ 編 集 ∞∞∞

芹田地区自主防災会事務局

芹田地区防災計画（復旧・復興編）

ハンドブック

令和8年3月

芹田地区自主防災会

